問合せ 国保年金課**☎**内線3135、 白沢支所生活係☎内線7848、利根 支所生活係☎内線7940

「限度額適用認定証」をご利用ください

高額な医療費がかかると見込まれる 人は、事前に限度額適用認定証の申請 をしましょう。

なお、70歳以上の国保加入者と後期 高齢者医療保険加入者で 「現役並み所 得者Ⅲ|と「一般|の所得区分に該当 する人は、国民健康保険証と高齢受給 者証、または後期高齢者医療被保険者 証の提示で限度額までの支払いとなり ますので、限度額適用認定証の申請は 不要です。

※国保税に未納がある世帯の国保加入 者には、原則として交付できません

申請窓口 国保年金課、白沢・利根支 所生活係

申請に必要なもの

▽該当する人の保険証

▽マイナンバーカードが確認できるもの ▽本人確認のための証明書(運転免許 証など)

認定証の更新 現在交付中の限度額適 用認定証の有効期限は7月31日(土) です。国保加入者で認定証を継続利用 する人は申請が必要です。必要なもの を持参し、申請窓口にお越しください

● 70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600 円+(医療費- 842,000 円)×1% 【140,100 円※2】	
1	167,400 円+(医療費- 558,000 円)×1% 【93,000 円※2】	460 EE
ウ	80,100 円+(医療費- 267,000 円)×1% 【44,400 円※2】	460円
エ	57,600 円 【44,400 円※2】	
オ	35,400 円 【24,600 円※2】	210 円※3

● 70~ 74歳までの国保と後期高齢者医療保険の加入者の自己負担限度額

所得区分	1カ月の自己	食事療養費	
% 1	外来	外来+入院	(1食当たり)
現役並み 所得者Ⅲ	252,600 円+(医療費 【140,100		
現役並み 所得者Ⅱ	167,400 円+(医療費 【93,000	460円	
現役並み 所得者I	80,100 円+(医療費 【44,400		
一般	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 【44,400 円※2】	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円※3
低所得者I	8,000円	15,000 円	100円

- ※1 所得区分は世帯によって異なります
- ※2 過去 12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額
- ※3 過去 12カ月に入院日数が 90日を超える人は、別途申請により 160円に減額

8月1日(日) から新しくなります

1001876 「後期高齢者医療被保険者証

問合せ 国保年金課医療年金係☎内線3 133、白沢支所生活係☎内線7848、 利根支所生活係☎内線7930

新しい保険証の交付

新しい保険証は茶色で、緑色の封筒に入れて郵 送します。郵送不要の人は、国保年金課窓口で交 付しますので、7月5日(月)までに連絡してく ださい。保険証の有効期間は8月1日から来年7 月31日までで、被保険者番号や氏名、自己負担割 合(1割または3割)などが記載されています。

8月から医療機関で受診するときは、新しい保 険証を提示してください。



裏面 臓器提供に関する意思表示機

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減 額認定証」の申請手続き省略

現在お持ちの限度額適用認定証(以下「限度額 認定証1)と限度額適用・標準負担額減額認定証 (以下「減額認定証」)は、有効期限が7月31日 (土)までです。昨年8月1日以降に認定証の交付 を受け、次の条件を満たす人には申請手続きを省略 し、引き続き使用できる証を保険証に同封します。

▼「限度額認定証」申請省略の条件

・所得区分が現役並み所得者Ⅱ、Ⅰに該当する人

▼「減額認定証」申請省略の条件

・住民税非課税世帯に属する人

保険料を納めないでいると

保険料の滞納状況により、通常より有効期間の 短い短期被保険者証を交付する場合があります。 短期被保険者証の有効期間は、8月1日から来年 1月31日までです。

みんなでささえる

国民健康保険

問合せ 国保年金課国保係☎内線3136、 白沢支所生活係☎内線7848、利根支所 生活係☎内線7940

国民健康保険税(国保税)は国民健康保険(国保) の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、 加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになってい ます。国保税納税通知書を7月12日(月)に発送しま すので、期限内の納付をお願いします。

本年度の主な変更点

●国保税の税率(表2)

1008520

- ●個人所得課税の見直し(給与所得控除や 公的年金等控除から基礎控除への10万円 の振り替えなど)に伴う所得の計算方法
- ●控除の振り替えにより国保税の軽減判 定に影響が生じないようにするための所 得基準額の計算方法
- ●普通徴収の端数金額を合算する初回納 期の負担感を緩和するため、端数処理の 方法を変更し、各納期の納付額を平準化

国保税を納める人は

納税義務者は世帯主です。国保に加入していない 世帯主でも、その世帯内に国保の加入者がいる場合 は、世帯主が納税義務者となります。

納付方法(2通り)

普通徴収(口座振替・納付書) 口座振替の手続き を済ませている世帯は、納期限日に口座から引き落 とします。手続きをしていない世帯は、7月の通知書 に同封する納付書 $(1 \sim 9 \, \text{期})$ で納付してください ※納付は口座振替が便利です。市内に本支店のある 金融機関で手続きしてください

特別徴収(年金天引き) 世帯主が国保に加入して いて年金を受給している場合、一定の要件を満たす と年金から天引きでの納付となります

※申請により口座振替に納付方法を変更可

納めないでいると

納期限を過ぎると督促状が送付され、それでも納 めないでいると通常の保険証よりも有効期限が短い 保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合に は、保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、

受診時に窓口で医療費をいったん10割支払わなけれ ばなりません。未納のままにせず、早めに相談して ください。

| 減免と傷病手当(新型コロナウイルス感染症関連)

①国保税の減免

新型コロナウイルスの影響で、世帯の主たる生計 維持者(主に世帯主)の収入が減少すると見込まれ るときは、申請することで国保税の減免の対象とな る場合があります。

※減免の概要は、7月の通知書に同封する「国保税 のご案内しをご覧ください

▽対象となる国保税 令和3年度分

▽**その他** 倒産や雇い止めなど、事業主の都合で離 職し、ハローワークから「雇用保険受給資格者証し が発行された人は、国保税の軽減制度が適用となる 場合がありますので、問い合わせてください

②傷病手当の支給

1010133

国保の被保険者が新型コロナウイルスに感染、また は発熱などの症状で感染が疑われた場合、その療養 のため勤務することができなかった期間について、一 定の要件を満たした場合に支給します。

※上記①②の詳細は、市HPをご確認ください

(表1) 国保税の納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日

(表2) 国保税の税率 (所得割額、均等割額、平等割額の合計が世帯の年税額)

	VΑ	令和3年度の税率			
	区分	医療分	後期支援分	介護分	
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%	
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800 円	9,800 円	11,900 円	
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500 円	7,700 円	6,700 円	
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	63 万円	19 万円	17 万円	

※介護分については、40歳から 64歳まで(介護保険第2号被保険者) の人が納めます